

○岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療被保険者資格証明書交付等要綱

平成20年4月1日

広域連合告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、岡山県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者に対して行う法第54条第4項の規定による被保険者証の返還の求め、同条第7項の規定による被保険者資格証明書の交付、法第82条第1項の規定による特別療養費の支給、法第92条第1項の規定による後期高齢者医療給付の支払の一時差止等（以下「被保険者資格証明書の交付等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(被保険者証の返還を求める被保険者)

第2条 保険料を滞納している被保険者が、当該保険料の納期限（法第109条の規定による市町村（岡山県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村をいう。以下同じ。）の条例で定めるところにより普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は市町村が納入の通知をした保険料の納期に係る納期限をいう。以下同じ。）から高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第14条で定める期間が経過するまでの間に保険料を納付しない場合においては、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他施行規則第13条各号に定める医療に関する給付（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けるとき。
- (2) 当該保険料の滞納につき災害その他の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第4条各号に定める特別の事情（第3条から第5条までにおいて「特別の事情」という。）があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、被保険者証の返還を求めることが適当でないと広域連合長が認めるとき。

(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出及び特別の事情に関する届出)

第3条 前条の規定により被保険者に被保険者証の返還を求めようとする場合にあっては、当該被保険者に対し、事前に、原爆一般疾病医療費の支給等に関する所定の届書及び特別の事情に関する所定の届書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による届出の求めがあった場合において、原爆一般疾病医療費の支給等を受けられる被保険者は、所定の事項を記載した前項の原爆一般疾病医療費の支給等に関する届書に原爆一般疾病医療費の支給等を受けられることができる者であることを証する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、原爆一般疾病医療費の支給等を受けられることができることを公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

3 第1項の規定による届出の求めがあった場合において、特別の事情がある被保険者は、所定の事項を記載した前項の特別の事情に関する届書に特別の事情があることを明らかにする書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(特別の事情の認定)

第4条 前条第3項の規定による届出があった場合において、特別の事情の認定は、客観的かつ公平に判断するため、資格証明書交付等判定委員会に諮り、その判定により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(弁明の機会の付与)

第5条 第2条の規定により被保険者に被保険者証の返還を求めようとする場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被保険者に対し、事前に、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく弁明の機会の付与の通知を行い、期限を定めて弁明書の提出を求めるものとする。

(1) 第3条第2項又は第3項の規定による届出がなかったとき。

(2) 第3条第2項の規定による届出があり原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることが認められなかったとき。

(3) 第4条本文の手続において特別の事情があることが認められなかったとき、又は同条ただし書の規定により同条本文の手続を取らなかったとき。

(被保険者証の返還を求める被保険者の決定)

第6条 第2条の規定により被保険者証の返還を求める被保険者は、前条に規定にする弁明書を期限までに提出しなかった者又は弁明書の提出が期限までにあり当該弁明書の弁明内容の正当性が認められなかった者とし、その決定は、客観的かつ公平に判断するため、第4条に規定する資格証明書交付等判定委員会に諮り、その判定により行うものとする。

(被保険者証の返還)

第7条 前条の規定により被保険者証の返還を求める被保険者を決定した場合において、当該被保険者に対し第2条の規定による被保険者証の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、所定の書面により当該被保険者に通知するものとする。

(被保険者資格証明書の交付)

第8条 前条の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者が被保険者証を返還したとき（施行規則第15条第2項の規定により当該被保険者証が返還されたものとみなすことができる場合を含む。）は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書を交付する。

(被保険者資格証明書の有効期限)

第9条 被保険者資格証明書の有効期限は、当該被保険者の納付状況等に即して決定するものとする。

(被保険者資格証明書の交付日)

第10条 被保険者資格証明書の交付日は、第8条の規定により被保険者に対し被保険者資格証明書を交付する場合にあっては当該被保険者が被保険者証を返還した日の翌日とし、次条の規定による被保険者資格証明書の更新により被保険者資格証明書を交付する

場合にあつては当該被保険者資格証明書の有効期限満了日の翌日とする。

(被保険者資格証明書の更新)

第11条 第9条の規定による被保険者資格証明書の有効期限満了後においても、なお第2条の規定による被保険者証の返還を求める被保険者に該当すると認めるときは、当該被保険者に対し、引き続き被保険者資格証明書を交付するものとする。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第3条第1項中「前条の規定により被保険者に被保険者証の返還を求めようとする」とあるのは「第11条第1項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に引き続き被保険者資格証明書を交付しようとする」と読み替えるものとする。

(被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に係る被保険者証の交付)

第12条 被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の令第5条において準用する令第4条各号に定める特別の事情があると認めるとき、又はその者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを確認したときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付するものとする。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第3条第1項中「前条の規定により被保険者に被保険者証の返還を求めようとする」とあるのは「第12条第1項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に被保険者証を交付しようとする」と、「特別の事情」とあるのは「令第5条において準用する令第4条各号に定める特別の事情（以下「特別の事情」という。）」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定によるその者に係る滞納額の著しい減少の認定が困難な場合において、当該滞納額の著しい減少の認定は、第4条に規定する資格証明書交付等判定委員会に諮り、その判定により行うことができるものとする。

(被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に係る特別療養費の支給)

第13条 被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）について療養を受け、その療養に要した費用の全額を支払った場合において、当該被保険者から施行規則第54条の規定による特別療養費の支給の申請があつたときは、当該被保険者に対し、法第82条第1項の規定により特別療養費を支給するものとする。

(後期高齢者医療給付の支払の一時差止)

第14条 後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納しており、かつ、保険料の納期限から施行規則第72条で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の令第17条において準用する令第4条各号に定める特別の事情があると認められる場合を除き、施行規則第74条で定めるところにより、法第92条第1項の規定により後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第3

条中「前条の規定により被保険者に被保険者証の返還を求めようとする」とあるのは「第14条第1項の規定により後期高齢者医療給付を受けることができる被保険者に後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めようとする」と、「特別の事情」とあるのは「令第17条において準用する令第4条各号に定める特別の事情（以下「特別の事情」という。）」と読み替えるものとする。

（後期高齢者医療給付の支払の一時差止の解除）

第15条 後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされている被保険者が滞納している保険料を完納したとき、滞納している保険料につきその額が著しく減少したとき、又は当該保険料の滞納につき災害その他の令第17条において準用する令第4条各号に定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に対し、後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止を解除するものとする。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第3条中「前条の規定により被保険者に被保険者証の返還を求めようとする」とあるのは「第15条第1項の規定により後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされている被保険者に当該一時差止を解除しようとする」と、「特別の事情」とあるのは「令第17条において準用する令第4条各号に定める特別の事情（以下「特別の事情」という。）」と読み替えるものとする。

（一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除）

第16条 被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者であって後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、施行規則第75条で定めるところにより、あらかじめ、当該被保険者に通知して、当該一時差止に係る後期高齢者医療給付の額から当該被保険者が滞納している保険料額を控除することができるものとする。

（納付相談等の継続）

第17条 被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者、及び後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされている被保険者に対しては、納付相談等を継続して行い、滞納保険料の自主的な納付を促進するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、被保険者資格証明書の交付等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。